

生活機能向上連携加算（Ⅰ）とは

地域リハビリテーション支援拠点等のリハビリテーション専門職による助言・提案内容をプランに反映させることで算定が可能な加算です（100単位/月）。

なお、他の生活機能向上連携加算（Ⅱ/A/B/C）を算定してる場合は算定できません。

サービス種別	算定期間	特記事項
訪問介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	初回サービス提供月	
通所介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護予防通所サービス	プラン作成時 （3月に1回を限度 ※） ※急性増悪等でプランを見直す場合はこの限りでない	個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	初回サービス提供月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅰ、またはⅡを算定する場合のみ算定可能
介護予防訪問サービス 介護予防短時間通所サービス	初回サービス提供月	・運動器機能向上加算を算定している場合は算定しない ・再度助言を受けプランを見直した場合も算定可能

生活機能向上連携加算（Ⅱ）とは

地域リハビリテーション支援拠点等のリハビリテーション専門職の同行訪問（もしくはカンファレンス同席）により共同で評価した内容をプランに反映させることで算定が可能な加算です（200単位/月）。
 なお、生活機能向上連携加算（Ⅰ/A/B/C）を算定してる場合は算定できません。

サービス種別	算定期間	特記事項
訪問介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	初回サービス提供 月以降3月の間	
通所介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護予防通所サービス	プラン作成時	個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	初回サービス提供 月以降3月の間	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅰ、またはⅡを算定する場合のみ算定可能
介護予防訪問サービス 介護予防短時間通所サービス	初回サービス提供 月以降3月の間	<ul style="list-style-type: none"> ・運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月 ・再度助言を受けプランを見直した場合も算定可能

生活機能向上連携加算（A）とは

地域リハビリテーション支援拠点等のリハビリテーション専門職による助言・提案内容をプランに反映させることで算定が可能な加算です（150単位/月）。

なお、他の生活機能向上連携加算（I / II / B / C）を算定してる場合は算定できません。

サービス種別	算定期間	特記事項
介護予防訪問サービス 介護予防短時間通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・初回サービス提供月 ・病院・診療所からの退院または施設※からの退所に伴いケアプランが作成された月 （※地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設） 	運動器機能向上加算を算定している場合は算定しない

生活機能向上連携加算（B）とは

地域リハビリテーション支援拠点等のリハビリテーション専門職の同行訪問（もしくはカンファレンス同席）により共同で評価した内容をプランに反映させることで算定が可能な加算です（250単位/月）。なお、他の生活機能向上連携加算（I / II / A / C）を算定してる場合は算定できません。

サービス種別	算定期間	特記事項
介護予防訪問サービス 介護予防短時間通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・初回サービス提供月以降3月の間 ・病院・診療所からの退院または施設※からの退所に伴いケアプランが作成された月以降3月の間 （※地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設） 	運動器機能向上加算を算定している場合は150単位/月

生活機能向上連携加算（C）とは

地域リハビリテーション支援拠点等のリハビリテーション専門職と地域包括支援センター（もしくはケアマネジャー）の同行訪問（もしくはカンファレンス同席）により共同で評価した内容をプランに反映させることで算定が可能な加算です（350単位/月）。

なお、他の生活機能向上連携加算（I / II / A / B）を算定してる場合は算定できません。

サービス種別	算定期間	特記事項
介護予防訪問サービス 介護予防短時間通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・初回サービス提供月以降3月の間 ・病院・診療所からの退院または施設※からの退所に伴いケアプランを作成された月以降3月の間 (※地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設) 	運動器機能向上加算を算定している場合は150単位/月

Q.リハビリテーション専門職は、何の資格が該当するか？また、所属は問わないか？

A. 資格は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が該当します。所属は、以下のいずれかの該当が必要です。

- ・ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所
- ・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所
- ・ リハビリテーションを実施している医療提供施設

(病院の場合、病床が200床未満又は半径4 km以内に診療所が存在しない場合に限る)

(地域リハビリテーション支援拠点事業所は、上記いずれかの所属に該当するため準ずるものとします)

Q.利用者は川崎市民だが、サービスは市外事業者が提供している場合、事業者は生活機能向上連携加算を算定できるか？

A.川崎市に事業者登録をしている事業者であれば、加算を算定できます。

Q&A

Q.初月にリハビリテーション専門職と同行訪問し「加算B」を算定したが、2か月目にケアマネジャーを含めた三者訪問をした場合、2か月目は「加算C」を算定することができるか？

A.初月に「加算B」を算定した場合、2か月目以降に3者訪問を行った場合であっても「加算B」を算定することになります（※途中で変更することはできません）。